

○総務省告示第百二十七号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改める。



十一條第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員（法第四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員（法第四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した職員の引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額及び当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

Ⅰ 地方公共団体の職員である組合員に係る追加費用率

算式

$$\text{厚生年金保険給付等追加費用率} = A1 \times B \times C \times D$$

て得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した職員の引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額及び当該地方共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

Ⅰ 地方公共団体の職員である組合員に係る厚生年金保険給付追加費用率を乗じて得た金額とし、一元化法附則第七十五条の二第一項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員、当該地共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率

算式

$$\text{厚生年金保険給付等追加費用率} = A1 \times B \times C \times D$$

経過的長期給付追加費用率＝A2×B×C×D  
算式の符号

A1 当該地方公共団体の職員である組合員に係る地共済組合の区分（公立学校共済組合にあつては、義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三三号）第二条に規定する義務教育諸学校の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に掲げる職員（以下「義務教育職員」という。）又はその他教職員（以下「その他教職員」という。）の区分。以下同じ。）に必ずる別表第1に掲げる率  
[A2～C 略]

D 施行日の前日に適用されていた退職年金条例における年金条例職員期間への旧長期組合員期間の通算制度の有無により次のア又はイに定める率  
[ア 略]

イ 通算制度がある場合 当該通算されるべき旧長期組合員期間を計算するときの減算率（退隠料の額を減額することとされている場合にあつては、減額率とする。）及び当該通算の対象となる給付の種類に必ずる別表第5に掲げる率  
〔注〕

〔(1)～(2) 略〕

(3) 一の地共済組合に係る追加費用率を算定する場合において、一の地方公共団体の職員である組合員については施行日の前日に適用されていた退職年金条例に規定する退隠料の支給条件が職員により異なるときは、次に定めるところにより算定する。

[ア～オ 略]

(4) この算式により追加費用率を算定する場合には、小数点以下4位まで計算し、小数点以下4位未満の端数は切り上げる。

〔(5) 略〕

II 組合役職員等である組合員に係る追加費用率

経過的長期給付追加費用率＝A2×B×C×D  
算式の符号

A1 当該地方公共団体の職員である組合員に係る地共済組合の区分（公立学校共済組合にあつては、小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部の市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に掲げる職員（以下「義務教育職員」という。）又はその他教職員（以下「その他教職員」という。）の区分。以下同じ。）に必ずる別表第1に掲げる率  
[A2～C 同左]

D 施行日の前日に適用されていた退職年金条例における年金条例職員期間への旧長期組合員期間の通算制度の有無により次のア又はイに定める率  
[ア 同左]

イ 通算制度がある場合 当該通算されるべき旧長期組合員期間を計算するときの減算率（退隠料の額を減額することとされている場合にあつては、減額率とする。）及び当該通算の対象となる給付の種類に必ずる別表第5に掲げる率  
〔注〕

〔(1)～(2) 同左〕

(3) 一の地共済組合に係る厚生年金保険給付追加費用率を乗じて得た金額とし、一元化法附則第七十五条の二第二項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員、当該地共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を算定する場合において、一の地方公共団体の職員である組合員については施行日の前日に適用されていた退職年金条例に規定する退隠料の支給条件が職員により異なるときは、次に定めるところにより算定する。

[ア～オ 同左]

(4) この算式により厚生年金保険給付追加費用率を乗じて得た金額とし、一元化法附則第七十五条の二第二項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員、当該地共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を算定する場合には、小数点以下4位まで計算し、小数点以下4位未満の端数は切り上げる。

〔(5) 同左〕

II 組合役職員等である組合員に係る厚生年金保険給付追加費用率を乗じて得た金額とし、一元化法附則第七十五条の二第二項に定める地方の組合の経過的長期給付に係る負

算式

$$\text{厚生年金保険給付等追加費用率} = A1 \times 1.000$$

$$\text{経過的長期給付追加費用率} = A2 \times 1.000$$

算式の符号

A1 組合役職員又は連合会役職員である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第1に掲げる率（公立学校共済組合の組合役職員である組合員については、その他教職員の率。以下同じ。）

A2 組合役職員又は連合会役職員である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第2に掲げる率

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合		32.7
	義務教育職員	<u>1000</u>
	その他教職員	45.5
警察共済組合		17.6
		<u>1000</u>
		19.5

担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員、当該地共済組合の組合役職員又は全国市町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によって算定して得た経過的長期給付追加費用率の算式

$$\text{厚生年金保険給付追加費用率} = A1 \times 1.000$$

$$\text{経過的長期給付追加費用率} = A2 \times 1.000$$

A1 組合役職員又は連合会役職員（法第四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第1に掲げる率（公立学校共済組合の組合役職員である組合員については、その他教職員の率。以下同じ。）

A2 組合役職員又は連合会役職員（法第四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第2に掲げる率

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付追加費用率	
地方職員共済組合		40.5
	義務教育職員	<u>1000</u>
	その他教職員	50.5
公立学校共済組合		29.0
		<u>1000</u>
警察共済組合		23.8
		<u>1000</u>
		29.8

	1000
指定都市職員共済組合	
市町村職員共済組合	17.8
都市職員共済組合	1000

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合	3.7	1000
	5.4	1000
公立学校共済組合	3.3	1000
	2.0	1000
警察共済組合	2.0	1000
東京都職員共済組合	2.0	

東京都職員共済組合	1000
指定都市職員共済組合	
市町村職員共済組合	20.3
都市職員共済組合	1000

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合	6.2	1000
	7.0	1000
公立学校共済組合	3.4	1000
	6.1	1000
警察共済組合	6.1	1000
東京都職員共済組合	7.0	

	<u>1000</u>
指定都市職員共済組合	
市町村職員共済組合	19
都市職員共済組合	<u>1000</u>

別表第3～別表第5 [略]

	<u>1000</u>
指定都市職員共済組合	
市町村職員共済組合	0.8
都市職員共済組合	<u>1000</u>

別表第3～別表第5 [同左]

備考 表中の「」の記号は注記される。